

日本地質学会構造地質部会・学生優秀発表賞規則

(目的)

第1条 一般社団法人日本地質学会理事会規則第15条第7項に基づき、「日本地質学会構造地質部会・学生優秀発表賞」に関して定める。

(資格)

第2条 応募資格は、構造地質部会が主催する講演会等において講演した学生または学生を代表とするグループで、学会員資格を有するもしくは発表前日までに学会入会申込手続きを済ませたものとする。

(選考委員会)

- 第3条 構造地質部会会長は、学生優秀発表賞選考委員長を指名する。
- 2 学生優秀発表賞選考委員長は、学生優秀発表賞選考委員会を組織する。
 - 3 選考委員の人数と人選は、学生優秀発表賞選考委員長が決定する。

(選考方法)

- 第4条 学生優秀発表賞の選考は、選考委員からの報告を基に選考委員会により決定する。
- 2 選考に関わる審議は非公開とする。

(取り消し)

第5条 学生優秀発表賞選考委員会は、授賞後授賞対象の研究において不正が認められたとき、さかのぼって授賞を取り消すことができる。